

**入居が決定した際に町に提出する書類
(入居請書＝賃貸借契約と同様の書類)**

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

宇石町長 様

入居者 本籍地
現住所
氏名 印

家賃債務保証業者
添付書類：
家賃債務保証委託契約を締結したことを証する書面の写

<input type="checkbox"/> 連帯保証人	住 所	印
	職 業	
	氏 名	
	勤務先	月収 円
	入居者との関係	
	電話番号	
連帯保証人	住 所	印
	職 業	
	氏 名	
	勤務先	月収 円
	入居者との関係	
	電話番号	

添付書類：(1) 連帯保証人の印鑑証明
(2) 連帯保証人の所得を証明する書類

連帯保証人が保証する極額額：連帯保証人1人につき入居時の家賃月額12月分 _____ 円

定住促進住宅入居請書

私は、年 月 日付けで入居許可を受けた定住促進住宅(号棟 階 号室)の使用について、次の事項を遵守し、誠実に履行します。

なお、連帯保証人は、この請書による私の債務につき、その履行を保証します。

(家賃)

1 家賃については、月額 _____ 円を、月の末日(住宅を月の途中で返還し、又は明渡ししたときは、当該返還又は明渡しの日)までにその月分を支払います。

署名必要

署名不要

✓入居には連帯保証人が必要です！

■連帯保証人の主な条件

入居者と同程度以上の所得があり、市町村民税又は特別区民税の滞納がない方

1. 上記条件を満たす連帯保証人より左記書類の保証人欄に署名・押印(実印)していただいでください。
2. 連帯保証人より次の書類をご用意していただいでください。

※必要書類※

①印鑑証明書 ②所得証明書(又は所得を証する書類)

3. 入居決定通知日から10日以内に署名押印された左記書類と上記必要書類を町に提出してください。



入居中に連帯保証人が死亡または辞任の申し出を受けた場合、新たな連帯保証人を定め上記同様に町へ届出が必要となります。

✓入居は(家賃債務)保証会社との契約締結でも可能です！

条件を満たす連帯保証人が見つからない場合、連帯保証人に代わり、(家賃債務)保証会社と契約締結することでも入居は可能です。

この場合左記書類に連帯保証人の署名と必要書類の提出は不要となります。

＜(家賃債務)保証会社を利用する場合※＞

※保証会社利用を希望する場合は、保証会社の申込書を入居決定日に町より配付します。その後直接保証会社と次の手順で申込みと契約を進めてください。

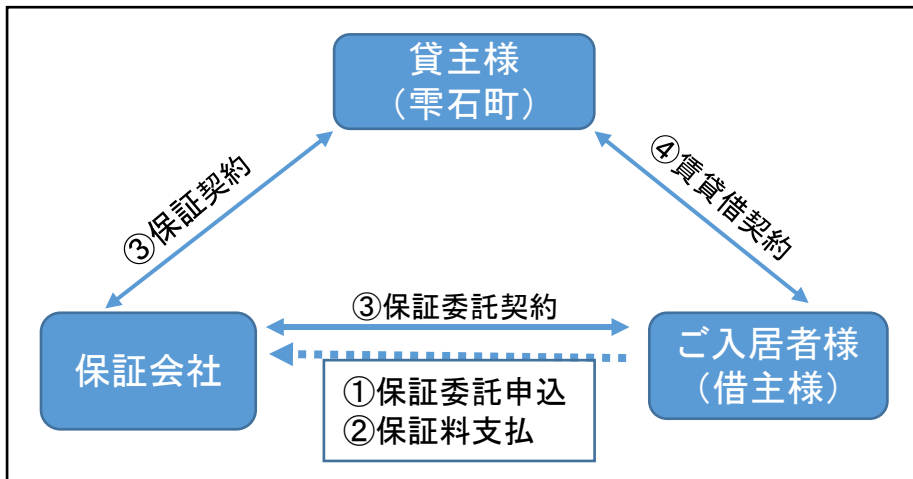
1. 申込書に記入し保証会社へファクスしてください。
(保証会社より確認の連絡が入り、その後契約書が郵送されます。)
2. 契約書に署名後返送し、保証会社に保証料20,000円をお振込みしてください。
3. その後保証会社より契約書の控えが郵送されます。(町提出用も含まれます。)

入居決定通知日から10日以内に左記書類と保証会社の契約書控え(上記3)を町へ提出して頂きます。 ※それまでに上記手続をお済ませください。

Q1:(家賃債務)保証会社とは?

A1:賃貸住宅契約時に借主様より一定の保証料を受け取り、借主様の連帯保証人となることで、借主様の信用を補完する役割を担う会社です。少子・高齢化に伴い保証人を依頼しにくい社会情勢に加え、2020年4月1日より改正民法が施行され、保証契約が大幅に改定されたことにより、賃貸住宅の契約では、個人保証人に代わり、保証会社による機関型保証の利用が急速に進んでいます。

Q2:(家賃債務)保証会社との契約関係は?



A2:ご入居者様から保証会社へ保証委託申込と保証料を入金していただくことで、保証会社はご入居者様の申込みを受諾しその旨契約(保証委託契約)を交わし、同時に貸主様に対し入居者様の保証人となる旨契約(保証契約)を交わします。これにより賃貸借契約に必要な保証人の条件が満たされ、ご入居者様は貸主様と賃貸借契約を交わすことが可能となります。

Q3:家賃の支払いが遅れた場合はどうなりますか?

A3:貸主様からの請求に基づき保証会社が貸主様へ未納の家賃を一旦立て替えをしてお支払います。保証会社はその後借主様へ請求(求償請求)することになり、借主様は保証会社へ遅れたお家賃及び代位弁済手続費用1,000円をお支払していただくこととなります。

Q4:保証会社の審査基準とは?

A4:暴力団やその関係者、過去に契約した別物件の家賃を滞納したまま未だ解消していない方、収入に占める家賃の割合が原則3割以上である方以外は基本的に審査は通ります。過去に破産したことがある等の金融系の事故を抱えたことがあったとしても審査には加味されません。

Q5:保証料(保証委託料)と保証期間と保証範囲は?

栗石町営住宅専用プラン		
保証料 (保証委託料)	初回保証料	20,000円
	年額保証料	5,000円
保証期間	入居から退去明渡しまで	
保証範囲	賃料	〇月額賃料の12ヶ月分
	残置物撤去・処分費	合算して10万円
	原状回復費	

A5:専用プランとして上記内容となります。入居時に保証料20,000円をお支払いいただき、一年ごとに5,000円の年額保証料をお支払いいただくことで、退去までの期間を保証させていただきます。尚、お支払いいただいた保証料は、入居前は返還いたしますが、入居後においては返還できませんのでご了承ください。

※その他保証会社に関するお問い合わせは下記宛にお願いします。

アーク賃貸保証

アーク株式会社 <http://www.ark-net.co.jp/>

お客様相談ダイヤル

0120-961-755

本 社 / 岩手県盛岡市中ノ橋通二丁目8番2号
 東京本社 / 東京都中央区日本橋小網町18番6号日本橋白馬ビル5F
 支 店 / 大阪支店・横浜支店・東京支店・宇都宮支店・福島支店・仙台支店
 山形支店・岩手支店・秋田支店・青森支店・札幌支店